

第 1 回：税効果会計とは

2011.11.28

新日本有限責任監査法人 公認会計士 鯨坂雄二郎

新日本有限責任監査法人 公認会計士 中村 崇

1. 税効果会計とは

【ポイント】

税効果会計とは、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)を調整し、適切に期間配分する手続きをいいます。

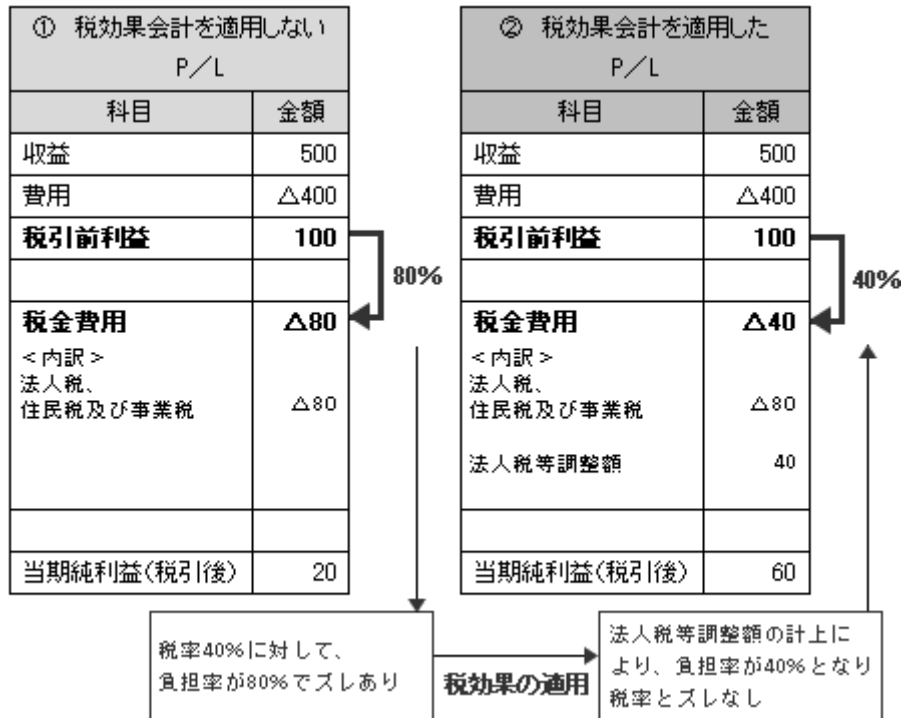
税効果会計とは『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)を調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいいます。

詳細な解説は以降で順を追って行いますが、まず、ある会社が『企業会計』においてこの税効果会計を、適用しない場合・適用した場合を、それぞれ P/L の数値イメージで示すと次のようになります。

前提条件(参考に記載します。詳細は第 2 回で解説予定です。)

- 税率 40%
- 費用 400 には損金(『税務会計』上の費用)として認められない長期滞留在庫の評価損 100 が含まれている(損金として認められるのは 300)
- 法人税等調整額(『企業会計』と『税務会計』のズレを調整する P/L 科目)
長期滞留在庫の評価損 $100 \times \text{税率 } 40\% = 40$

P/L のイメージ



① 税効果会計を適用しない P/L

税効果会計を適用しない場合には、税引前利益が100なのに対して、税金費用が△80もかかっています(税金負担率 80%)。これは、実際の税率のおおむね 40%から乖離(かいり)しており、税金の負担が大きい、見た目の違和感のある P/L となっています。

② 税効果会計を適用した P/L

税引前利益が100なのに対して、税効果会計の適用による法人税等調整額 40 の計上により、税金費用が△40(=△80+40)となっています(税金負担率 40%)。これは、実際の税率のおおむね 40%と整合性が取れており、税金の負担が利益に見合った P/L となっています。

2. 『企業会計』と『税務会計』における違い

【ポイント】

会計にはいくつかの種類がありますが、それぞれ目的が異なるため違いが生じます。

- 企業会計: 会社の業績の把握が目的
- 税務会計: 公平な課税が目的

会計にはいくつかの種類があり、税効果会計とは『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)を調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きである、と上述しましたが、そもそも『企業会計』と『税務会計』になぜ違いが生じるのかというと、それはそれぞれの会計の目的が異なるためです。



『企業会計』と『税務会計』では目的が異なる

企業会計: 会社の業績の把握が目的

税務会計: 公平な課税が目的

目的が異なるため『企業会計』と『税務会計』には違いが生じる

『企業会計』の「収益」・「費用」・「税引前利益」という用語に対し、『税務会計』では「益金」・「損金」・「課税所得」という用語が使用されます。

そして、それぞれ目的が異なることから、『企業会計』の収益と『税務会計』の益金、及び『企業会計』の費用と『税務会計』の損金には違いが生じます。

具体例

例えば『企業会計』では、費用は合理的な範囲で早期に計上するという考え方があるのに対し、『税務会計』では平等に課税するという観点から、あくまで明確に損金といえるものだけを損金にする、というところに違いがあります。具体例として、現品の存在する廃棄前の長期滞留在庫について、『企業会計』で評価損として費用計上した場合に、『税務会計』では廃棄前のため損金として認められない場合などが考えられます。

例: 収益が 500 (益金も同様に 500) で、費用が 400 (うち、損金として認められない長期滞留在庫の評価損が 100 あるため損金は 300) の場合のイメージ

収益	500	≠	益金	500
費用	△400		損金	△300
税引前利益	100		課税所得	200

100の差がある

長期滞留在庫の評価損 100 が『税務会計』では損金として認められない結果、課税所得が 200 と『企業会計』の税引前利益 100 より大きくなっています。

3. 『企業会計』と『税務会計』の関係

【ポイント】

- 『企業会計』の利益に、『企業会計』と『税務会計』の違いを、加算(プラス)・減算(マイナス)調整することで、課税所得(『税務会計』の利益)が計算されます。
- 課税所得に税率をかけることで、税額が計算されます。

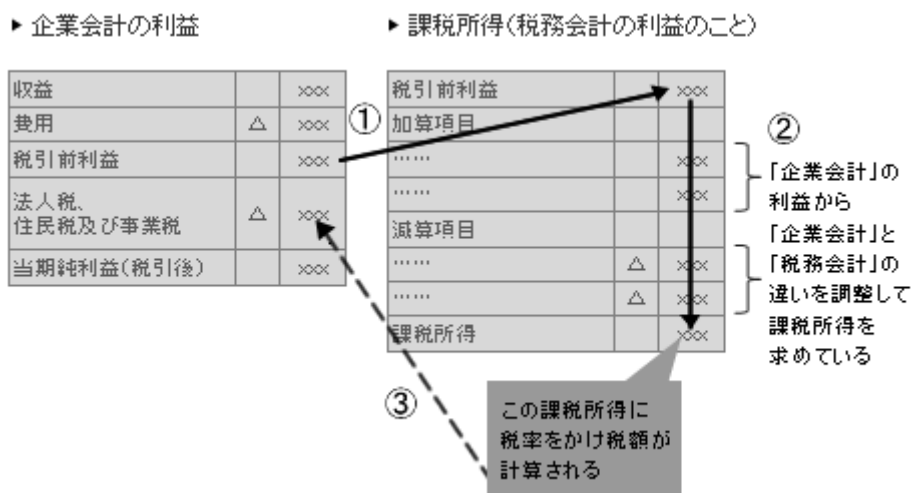
『企業会計』と『税務会計』は目的が異なるため、

- 『企業会計』の収益と『税務会計』の益金
- 『企業会計』の費用と『税務会計』の損金

に違いがありますが、『企業会計』と『税務会計』はそれぞれ切り離されて全く別個に存在しているわけではありません。

具体的には、『企業会計』の利益に、『企業会計』と『税務会計』の違いを調整・解消することで、課税所得(『税務会計』の利益)は計算されます。

(課税所得(『税務会計』の利益)の計算はこのように「益金 - 損金」ではありません。ただし、『企業会計』の利益に加算(プラス)・減算(マイナス)を行うことで、収益が益金、費用が損金に調整されたと言え(「収益 → 益金」、「費用 → 損金」)、結果として同じ計算結果になります。)



① 『税務会計』における『企業会計』の利益の使用

課税所得(『税務会計』の利益)の計算は、まず『企業会計』の税引前利益を出発点にして始まります。

② 『税務会計』の課税所得(『税務会計』の利益)の計算

『企業会計』の利益に、『企業会計』と『税務会計』の違いを、加算(プラス)・減算(マイナス)調整することで、課税所得(『税務会計』の利益)が計算されます。

そして、この課税所得に税率をかけて、実際の税額が計算されます。

先ほどと同様の例で、具体的に見てみます。

例. 収益が 500(益金も同様に 500)で、費用が 400(うち、損金として認められない長期滞留在庫の評価損が 100 があるため損金は 300)の場合のイメージ

企業会計の利益		課税所得(税務会計の利益)	
収益	500	税引前利益	100
費用	△400	加算	+100
税引前利益	100	減算	△-
		課税所得	200

※1 損金として認められなかった在庫の評価損 100 を加算(プラス)

③『企業会計』の「法人税、住民税及び事業税」の表示

『税務会計』の課税所得から計算された税額は、『企業会計』に「法人税、住民税及び事業税」として表示されます。

これを、最初で使用した「税効果会計を適用しないP/L」で示すと次のとおりであり、税金負担率が80%になってしまいます。

企業会計の利益		課税所得(税務会計の利益)	
収益	500	税引前利益	100
費用	△400	加算	+100
税引前利益	100	減算	△-
		課税所得	200
税金費用 <内訳> 法人税、 住民税及び事業税	△80		
当期純利益(税引後)	20		

税額 80 ※2
(課税所得 200×税率 40%=80)

※2 この課税所得に基づき、実際の税額を計算
課税所得 200×税率 40%=税額 80

第 2 回：一時差異と永久差異、繰延税金資産と繰延税金負債

2011.12.22

新日本有限責任監査法人 公認会計士 鯉坂雄二郎

新日本有限責任監査法人 公認会計士 中村 崇

1. 『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)の「発生」と「解消」

【ポイント】

『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)の中には、「発生」した後「解消」されるものがあります。

それぞれの会計の目的が異なるため、『企業会計』と『税務会計』には違い(ズレ)があるとしましたが、この違い(ズレ)の中には、「発生」した後「解消」されるものがあります。

具体的に、第 1 回で使用した長期滞留在庫の例を用いて、「発生」と「解消」の流れを見ると次のようなイメージとなります。

■発生(×1 年度)と解消(×2 年度)

×1 年度:発生 (『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)100 が発生)

企業会計の利益		課税所得(税務会計の利益)	
収益	500	税引前利益	100
費用	△400	加算	+100
税引前利益	100	減算	△-
		課税所得	200

※1

※1 損金として認められなかった在庫の評価損 100 を加算(プラス)

×2 年度:解消 (『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)100 が解消)

企業会計の利益		課税所得(税務会計の利益)	
収益	500	税引前利益	200
費用	△300	加算	+0
税引前利益	200	減算	△100
		課税所得	100

※2

※2 ×1 年度に評価損を計上した長期滞留在庫を廃棄し損金として認められたため、在庫の評価損 100 を減算(マイナス)

前提条件

- ×1 年度の収益は 500、費用は 400。費用 400 には損金(『税務会計』上の費用)として認められない長期滞留在庫の評価損 100 が含まれている(損金として認められるのは 300)
- ×2 年度の収益は 500、費用は 300。×2 年度に、×1 年度に評価損を計上した長期滞留在庫を廃棄したため、×1 年度に発生したズレが解消し、100 が損金として認められている。

2. 税効果会計の適用対象となる差異(ズレ)

【ポイント】

『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)は、「一時差異」と「永久差異」の二つに分かれます。

- (1)一時差異 → 税効果会計の対象となる差異
- (2)永久差異 → 税効果会計の対象外となる差異



『企業会計』と『税務会計』の差異(ズレ)は、二つに分かれます。

(1)一時差異:

『企業会計』と『税務会計』の認識時期のズレによるもの(いずれ解消されるズレ)

(2)永久差異:

『企業会計』と『税務会計』の考え方自体が異なるもの(永久に解消されないズレ)

すなわち、一時差異は「発生」したら「解消」される差異と言え、永久差異は「発生」しても「解消」されない差異と言えます。

一時差異、永久差異の具体例

一時差異	永久差異
<ul style="list-style-type: none">■ 税務上認められない評価損(棚卸資産等)■ 貸倒引当金の損金算入限度超過額■ 退職給付引当金■ 賞与引当金■ 積立金方式による圧縮積立金	<ul style="list-style-type: none">■ 交際費等の損金不算入額■ 受取配当金の益金不算入額

※上記とは別に、一時差異に準じる項目として「繰越欠損金」があります。

(一時差異)

ここまで例として使用している、長期滞留在庫の評価損 100 について、以下で考えます。

まず、×1 年度において、『企業会計』で評価損 100 を費用とする一方、『税務会計』では損金としては認められなかったことから、『企業会計』と『税務会計』で違い(ズレ)100 が「発生」しています。

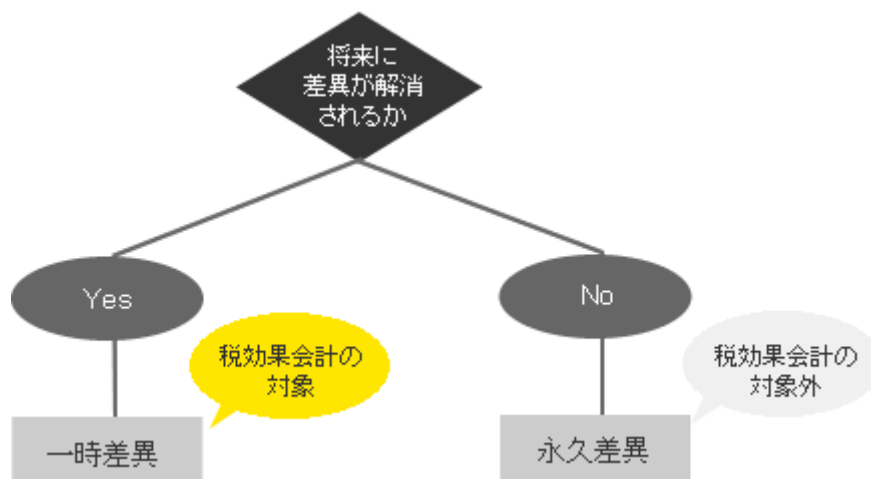
そして、×2 年度において、×1 年度に『企業会計』で評価損を計上した長期滞留在庫を廃棄したため、『税務会計』で100 が損金として認められたことから、結果として、×1 年度に発生した『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)100 が「解消」しています。

従ってこれは、×1 年度に「発生」した後、×2 年度に「解消」していることから「一時差異」に該当します。

(永久差異)

例えば交際費について、『企業会計』では全てが費用となりますが、『税務会計』では政策的観点から損金としての計上が制限されており、ここで生じた差異は永久に解消しません。

このように『企業会計』と『税務会計』の考え方の違いで、永久に解消しないものが永久差異に該当します。



税効果会計の対象となる差異(ズレ)

『企業会計』と『税務会計』の差異(ズレ)のうち、いつか解消されるものが税効果会計の対象となるため、一時差異が税効果会計の対象となります。

一方、永久差異については永久にその差異は解消されないため、税効果会計の対象とはなりません。

3. 一時差異の種類

【ポイント】

一時差異は、その解消する際のパターンで「将来減算一時差異」と「将来加算一時差異」の二つに分かれます。

(1) 将来減算一時差異：

将来解消する時に、課税所得が『減算』(マイナス)される一時差異

(2) 将来加算一時差異：



将来解消する時に、課税所得が『加算』(プラス)される一時差異

税効果会計の適用対象となる一時差異はさらに二つに分かれます。

(1) 将来減算一時差異：

将来解消する時に、課税所得が『減算』(マイナス)される一時差異



特徴

<p>「発生した期」</p>	<p>差異が発生した期の課税所得計算において一時差異相当額が税引前当期純利益に「加算」(プラス)される(例で使用している長期滞留在庫の評価損100も該当)。</p> <p>→差異が発生した期の支払税額が「税引前利益×税率」よりも多くなる。</p> <p style="text-align: center;">  </p>
↓	
<p>「解消した期」</p>	<p>差異が解消される期の課税所得計算において一時差異相当額が税引前当期純利益から「減算」(マイナス)される。</p> <p>→差異が解消される期の支払税額が「税引前利益×税率」よりも少なくなる。</p> <p style="text-align: center;">  </p>

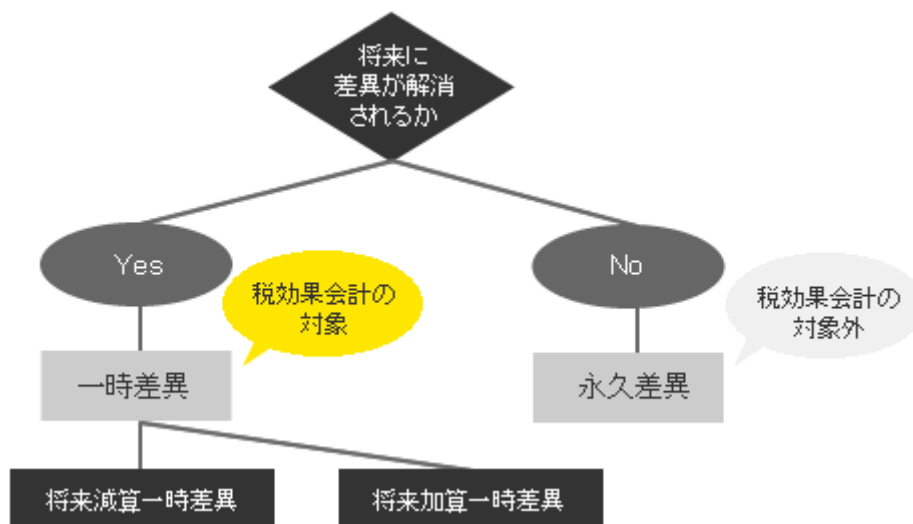
(2) 将来加算一時差異:

将来解消する時に、課税所得が『加算』(プラス)される一時差異

特徴

<p>「発生した期」</p>	<p>差異が発生した期の課税所得計算において一時差異相当額が税引前当期純利益から「減算」(マイナス)される。</p> <p>→差異が発生した期の支払税額が「税引前利益×税率」よりも少なくなる。</p> <p style="text-align: center;">  </p>
↓	
<p>「解消した期」</p>	<p>差異が解消される期の課税所得計算において一時差異相当額が税引前当期純利益に「加算」(プラス)される。</p> <p>→差異が解消される期の支払税額が「税引前利益×税率」よりも多くなる。</p> <p style="text-align: center;">  </p>

ここまでを要約すると、差異は次のように分類されます。



将来減算一時差異、将来加算一時差異の具体例

将来減算一時差異	将来加算一時差異
<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務上認められない評価損(棚卸資産等) ■ 貸倒引当金の損金算入限度超過額 ■ 退職給付引当金 ■ 賞与引当金 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 積立金方式による圧縮積立金

4. 繰延税金資産・繰延税金負債とは

【ポイント】

「将来減算一時差異」・「将来加算一時差異」に、それぞれ税率を乗じることで「繰延税金資産」・「繰延税金負債」が計算されます。

(1) 繰延税金資産：

将来の税金が安くなる権利(実質的には、法人税の前払い)

(2) 繰延税金負債：

将来の税金が高くなる要因となるもの(実質的には、法人税の未払分)

ここまで説明した「将来減算一時差異」・「将来加算一時差異」というものに、それぞれ税率を乗じることで「繰延税金資産」・「繰延税金負債」の金額が計算されます。

なお、「繰延税金資産」・「繰延税金負債」という勘定科目を使う際には、法人税等調整額(P/L科目)という勘定科目を相手勘定として使用します。

■ 繰延税金資産

将来減算一時差異 → 繰延税金資産
将来、課税所得が『減算』(マイナス)される一時差異 ↓ 将来の税金が安くなる「権利」のため、繰延税金資産(資産勘定)を使用する。 (実質的には、法人税の前払い)
～仕訳～ 【借方】 繰延税金資産(資産) / 【貸方】法人税等調整額 (P/L)

■繰延税金負債

将来加算一時差異 → 繰延税金負債
将来、課税所得が『加算』(プラス)される一時差異 ↓ 将来の税金が高くなる要因となるため、繰延税金負債(負債勘定)を使用する。 (実質的には、法人税の未払分)
～仕訳～ 【借方】 法人税等調整額(P/L) / 【貸方】繰延税金負債(負債)

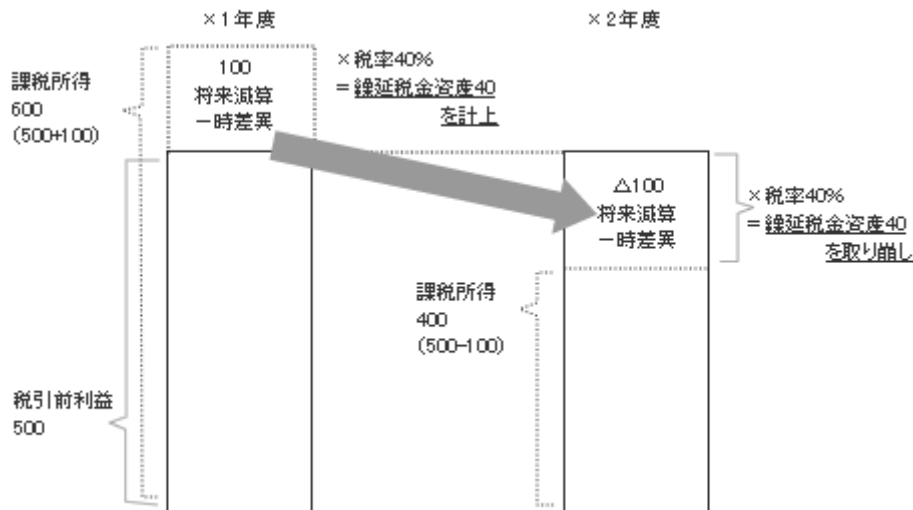
■繰延税金資産の発生・取り崩しのイメージ

【前提】

税引前利益 500

将来減算一時差異 100 が×1年度に発生し×2年度に解消

税率は 40%



×1年度

【要納税額の計算】

課税所得 (500 + 100) × 税率 40% = 要納税額 240

【税効果の計算】

将来減算一時差異の「発生」100 × 40% = 40 ... 実質的な法人税の前払い(将来の税金が安くなる権利)

(仕訳)

【借方】繰延税金資産(資産)40 / 【貸方】法人税等調整額(P/L)40

P/L	
科目	金額
税引前利益	500
税金費用 <内訳>	△200
法人税、住民税及び事業税	△240
法人税等調整額	40
当期純利益(税引後)	300

×2 年度

【要納税額の計算】

課税所得(500-100)×税率 40%=要納税額 160

【税効果の計算】

将来減算一時差異の「解消」△100×40%=△40 ... 将来の税金が安くなる権利を使用

(仕訳)

【借方】法人税等調整額(P/L)40 / 【貸方】繰延税金資産(資産)40

P/L	
科目	金額
税引前利益	500
税金費用 <内訳>	△200
法人税、住民税及び事業税	△160
法人税等調整額	△40
当期純利益(税引後)	300

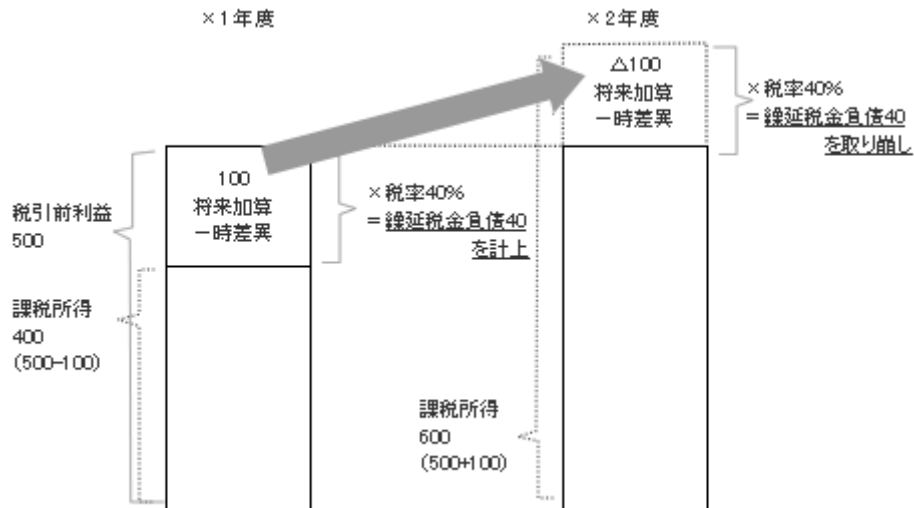
■繰延税金負債の発生・取り崩しのイメージ

【前提】

税引前利益 500

将来加算一時差異 100 が×1 年度に発生し×2 年度に解消

税率は 40%



×1年度

【要納税額の計算】

課税所得 (500 - 100) × 税率 40% = 要納税額 160

【税効果の計算】

将来加算一時差異の「発生」100 × 40% = 40 ... 実質的な法人税の未払分 (仕訳)

【借方】法人税等調整額 (P/L) 40 / 【貸方】繰延税金負債 (負債) 40

P/L	
科目	金額
税引前利益	500
税金費用 <内訳>	△200
法人税、住民税及び事業税	△160
法人税等調整額	△40
当期純利益(税引後)	300

40%

×2年度

【要納税額の計算】

課税所得 (500 + 100) × 税率 40% = 要納税額 240

【税効果の計算】

将来加算一時差異の「解消」△100 × 40% = △40 ... 実質的な法人税の未払が解消 (仕訳)

【借方】繰延税金負債 (負債) 40 / 【貸方】法人税等調整額 (P/L) 40

P/L	
科目	金額
税引前利益	500
税金費用 <内訳>	△200
法人税、住民税及び事業税	△240
法人税等調整額	40
当期純利益(税引後)	300

40%

第3回：税効果会計の具体的な適用方法

2012.02.15

新日本有限責任監査法人 公認会計士 鯨坂雄二郎

新日本有限責任監査法人 公認会計士 中村 崇

1. 税効果会計の適用例

『企業会計』における税効果会計の具体的な適用方法について、ここまで使用してきた長期滞留在庫の評価損 100(将来減算一時差異)を用いて数値例で示します。

【前提】

- ×1年度の収益は500、費用は400。費用400には損金(『税務会計』上の費用)として認められない長期滞留在庫の評価損100が含まれている(損金として認められるのは300)
- ×2年度の収益は500、費用は300。×2年度に、×1年度に評価損を計上した長期滞留在庫を廃棄したため、×1年度に発生したズレが解消し、100が損金として認められている。
- 税率40%

企業会計と税務会計の関係

×1年度：発生 (『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)100が発生)

企業会計の利益		課税所得(税務会計の利益)	
収益	500	税引前利益	100
費用	△400	加算	+100
税引前利益	100	減算	△-
		課税所得	200

※1
※2

※1 損金として認められなかった在庫の評価損100を加算(プラス)

※2 要納税額80(200×税率40%)

(次の×1年度の損益計算書で「法人税、住民税及び事業税」として計上)

×2年度：解消 (『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)100が解消)

企業会計の利益		課税所得(税務会計の利益)	
収益	500	税引前利益	200
費用	△300	加算	+0
税引前利益	200	減算	△100
		課税所得	100

※3
※4

※3 ×1年度に評価損を計上した長期滞留在庫を廃棄し損金として認められたため、在庫の評価損100を減算(マイナス)

※4 要納税額40(100×税率40%)

(次の×2年度の損益計算書で「法人税、住民税及び事業税」として計上)

税効果会計を適用した P/L(損益計算書)、B/S(貸借対照表)

×1 年度

P/L		B/S			
科目	金額	資産	金額	負債・純資産	金額
収益	500	(必要箇所以外略)			
費用	△400				
税引前利益	100				
		繰延税金資産	40		
税金費用	△40				
<内訳>					
法人税、住民税及び事業税	△80				
法人税等調整額	40				
当期純利益(税引後)	60				

※1 将来減算一時差異 100 が「発生」(長期滞留在庫の評価損 100)

将来減算一時差異 100 × 税率 40% = 繰延税金資産 40

(仕訳)発生

借方科目	金額	貸方科目	金額
繰延税金資産 (資産)	40	法人税等調整額 (P/L-収益側)	40

×2 年度

P/L		B/S			
科目	金額	資産	金額	負債・純資産	金額
収益	500	(必要箇所以外略)			
費用	△300				
税引前利益	200				
		繰延税金資産	40		
税金費用	△80				
<内訳>					
法人税、住民税及び事業税	△40				
法人税等調整額	△40				
当期純利益(税引後)	120				

※2 将来減算一時差異 100 が「解消」(×1 年度に評価損を計上した長期滞留在庫の廃棄)

将来減算一時差異 100 × 税率 40% = 繰延税金資産 40

(仕訳)解消

借方科目	金額	貸方科目	金額
法人税等調整額 (P/L-費用側)	40	繰延税金資産 (資産)	40

税効果会計の適用による仕訳

まず、×1 年度に税務会計上の損金として認められなかった棚卸資産評価損 100 に対応して追加で支払う税金 40(100×税率 40%)は、将来の税金が安くなる「権利」(実質的な法人税の前払い)と考えて、

貸借対照表の資産の部に「繰延税金資産」を計上するとともに、損益計算書の貸方(収益側)に「法人税等調整額」を計上します。

そして×2年度には長期滞留在庫の廃棄によりその差異が解消される(将来の税金が安くなる「権利」を使用することから、「繰延税金資産」を取り崩すとともに、損益計算書の借方(費用側)に「法人税等調整額」を計上します。

このように税効果会計を適用した結果、×1年度、×2年度ともに、税金負担率(税金費用÷税引前利益)が40%となっており、税率40%と一致しています。

2. 税効果会計の対象となる税金

【ポイント】

税効果会計の対象となるのは、「利益」に関する金額を課税標準(課税の対象)とする税金です。

税効果会計を理解するための知識として、さらに税効果会計の対象となる税金を説明します。

税効果会計の対象(法定実効税率の算定に含まれるもの)となるのは「利益」に関する金額を課税標準(課税の対象)とする税金

税効果会計の対象となる税金

- (1) 法人税
- (2) 住民税(均等割額を除く)
- (3) 利益を課税標準とする事業税(所得割)、地方法人特別税

税効果会計の対象とならない税金

- (1) 住民税均等割額
- (2) 収入を課税標準とする事業税
- (3) 外形標準課税の事業税(付加価値割、資本割)
- (4) 固定資産税
- (5) 事業所税
- (6) 過少申告課税や重加算税等の罰科金

税効果会計の対象となる税金の範囲

会社に係る税金には、法人税、住民税、事業税、事業所税、消費税、固定資産税、印紙税など、さまざまなものがあります。

第1回で述べたように税効果会計は、会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、『企業会計』と『税務会計』の違い(ズレ)を調整し、適切に期間配分する手続きをいいます。このため、税効果会計で対象となる税金は、「利益」に関する金額を課税標準(課税の対象)とする税金になります。従って、例えば、従業員数等が課税標準(課税の対象)である「住民税均等割額」は、利益が課税標準(課税の対象)でないことから、税効果会計の対象とはなりません。

3. 税効果会計で使用する税率

【ポイント】

一時差異に税率を乗じることで「繰延税金資産」・「繰延税金負債」が計算されますが、具体的に使用する税率は下記の法定実効税率となります。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + (\text{事業税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率})}{1 + (\text{事業税率} + \text{事業税標準税率} \times \text{地方法人特別税率})}$$

ここまで「税率」は 40%と仮定して説明をしてきましたが、実際の税効果会計においては一時差異等の金額に、税効果会計の対象となる税金に係る「法定実効税率」というものを乗じることになります（「一時差異等の金額 × 法定実効税率」）。

少し難しい説明になりますが、「法定実効税率」の「法定」とは、各会社または連結子会社が所在する国または地域の法律で定められている税率を意味し、「実効税率」とは現実の納税者が負担する税額の課税標準に対する割合を意味します。

日本では、法定実効税率は上記の算式により計算します。

法定実効税率の計算式の分子については、住民税率が法人税を課税標準としているため、課税所得に対する税率に調整する必要があり、また、分母については事業税が支払事業年度の課税所得の計算上損金算入されるために、表面税率よりも税負担率が軽減されることになることを反映しています。

実際の法定実効税率の計算

東京都所在の外形標準課税適用対象会社の場合は、次のような法定実効税率になると考えられます。

平成 23 年 12 月 2 日の税制改正に係る法令の公布前

$$40.69\% = \frac{30.0\% \times (1 + 20.7\%) + (3.26\% + 2.9\% \times 148\%)}{1 + (3.26\% + 2.9\% \times 148\%)}$$

平成 23 年 12 月 2 日の税制改正に係る法令の公布以降(3 月決算会社の場合)

- 平成 24 年 3 月期に回収等が行われると見込まれる一時差異等

40.69%

- 平成 25 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの間に回収等が行われると見込まれる一時差異等

38.01%

40.69%の計算式に、さらに次のものを考慮します。

- 法人税率の引き下げ(30%→25.5%)
- 復興特別法人税(課税標準法人税額の 10%)

■ 平成 28 年 3 月期以降に回収等が行われると見込まれる一時差異等
35.64%

40.69%の計算式に、さらに次のものを考慮します。

- 法人税率の引き下げ(30%→25.5%)

1. 繰延税金資産の回収可能性とは？

【ポイント】

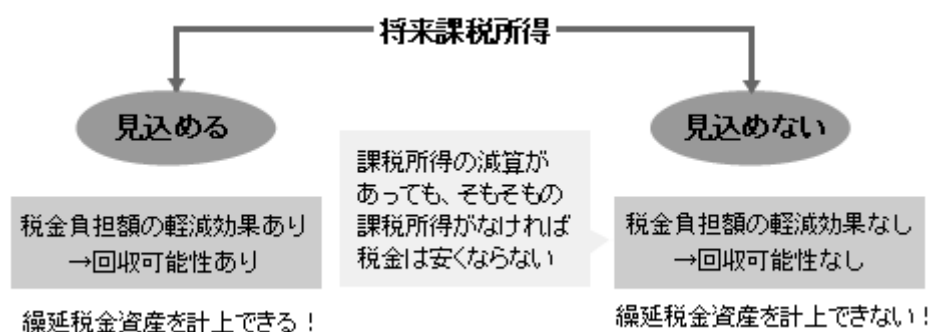
- 繰延税金資産を計上するためには、その資産性（回収可能性）の検討が必要となります。
- 繰延税金資産の回収可能性とは、繰延税金資産が将来の支払税金を減額する効果があるかどうかをいいます。

「繰延税金資産」については、資産性（回収可能性）があるもののみ計上が認められるため、その資産性の検討が必要になります。

また、繰延税金資産の資産性の検討に当たっては、会社法上で配当制限がなく配当財源に含められることにも留意することとなります。例えば、明らかに回収可能性がない繰延税金資産を計上した場合、会社の実態と乖離（かいり）した過大な配当を行ってしまうことも考えられます。

ここでは、この「繰延税金資産の回収可能性」がどういうものかを説明します。

※「繰延税金負債」についても計上額を決定するに当たって、その支払可能性が認められる（将来支払いが見込まれる）もののみ計上することとなりますが、支払可能性が認められないケースは限定的です。



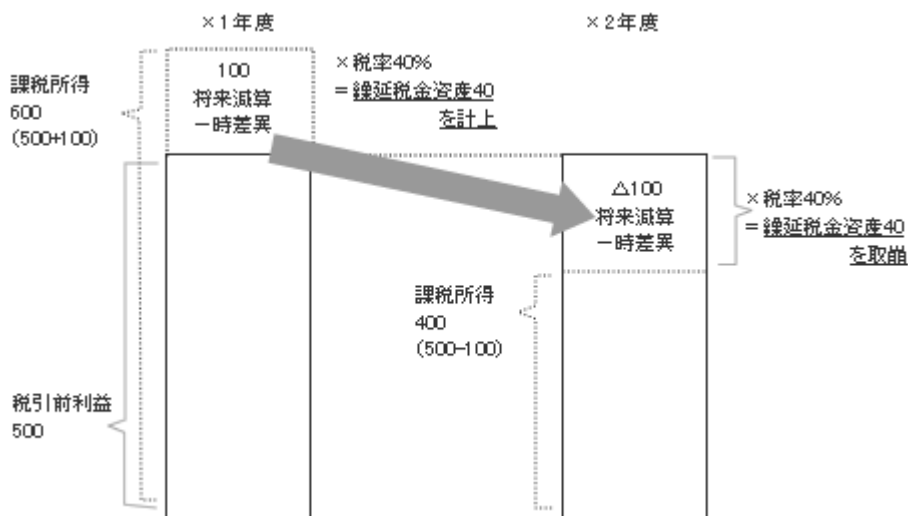
繰延税金資産の回収可能性とは

繰延税金資産の回収可能性とは、繰延税金資産が将来の支払税金を減額する効果があるかどうか、をいいます。

繰延税金資産の算定基礎である将来減算一時差異には、それが解消する時に将来の課税所得を減額（マイナス）する効果がありますが、将来減算一時差異が解消する時にそもそも将来の課税所得がなければ、税金は安くなりません。

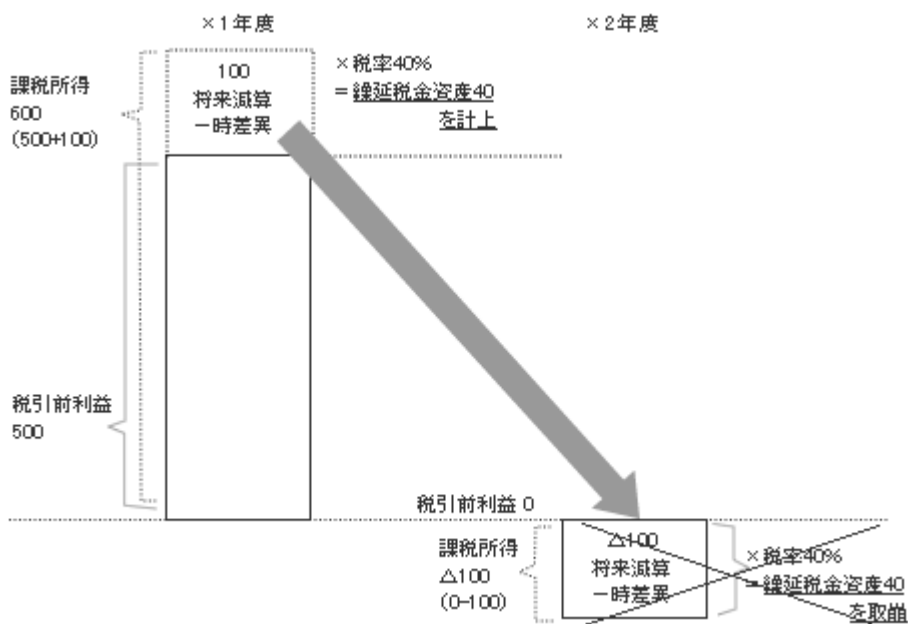
従って、将来の課税所得が見込めなければ、将来の税金負担額は変わらない（将来の税金が安くなる権利を行使できない）ため、繰延税金資産を計上することができない、ということになります。

繰延税金資産が将来の支払税金を減額する効果が『ある』場合のイメージ



×2年度において、税引前利益は500ですが、将来減算一時差異100が解消した結果、課税所得が100減少し、支払税金が40だけ減額されています(将来減算一時差異100×税率40%=40)。これは×1年度に計上した繰延税金資産に「将来の支払税金を減額する効果があり、回収可能性がある」といえます。

繰延税金資産が将来の支払税金を減額する効果が『ない』場合のイメージ



×2年度において、税引前利益が0(将来減算一時差異を考慮する前のそもそもの課税所得が0)のため、将来減算一時差異100が解消し課税所得が△100(=0-100)となりますが、通常、納税額はマイナスとはならないため「△100×40%」も納税額△40とはならず、納税額0となります。これは×1年度に計上した繰延税金資産に「将来の支払税金を減額する効果がなく、回収可能性がない」といえます。

2. 繰延税金資産の回収可能性の具体的な検討方法

具体的には下表のようなステップで検討していきます。

そして検討した結果、次の 3 要件のいずれかを満たせば「繰延税金資産の回収可能性」がある、と判断できることとなります。

(1) 収益力に基づく課税所得の十分性(将来の利益水準の観点)

主に、将来減算一時差異の解消年度等に、課税所得が発生する可能性が高いと見込まれることをいいます。

イメージとしては、繰延税金資産が将来における税金負担額の軽減効果を発揮するために「会社が営んでいる事業から将来の利益(課税所得)が十分に見込めるか?」ということになります。

(2) タックスプランニングの存在(特別な計画の観点)

主に、将来減算一時差異の解消年度等に、含み益のある固定資産又は有価証券を売却するなど課税所得を発生させる特別な計画(=タックスプランニング)が存在することをいいます。そして、単に計画があるだけでは足りず、その実現可能性も必要となります。

イメージとしては、繰延税金資産が将来における税金負担額の軽減効果を発揮するために「含み益のある保有資産を使用して将来の利益(課税所得)を出すための実現可能性の高い計画はあるか?」ということになります。

(3) 将来加算一時差異の十分性(将来の税金支払見込額の観点)

主に、将来減算一時差異の解消年度等に将来加算一時差異の解消が見込まれることをいいます。

イメージとしては、「将来減算一時差異と『相殺』できる将来加算一時差異は十分にあるか?」ということになります。

※上記で「将来減算一時差異の解消年度など」と記載しましたが、使い切れなかった(相殺しきれなかった)将来減算一時差異はその解消年度の欠損金となるため、この「など」には「その解消年度を基準として税務上認められる欠損金の繰り戻し及び繰り越しが可能な期間(繰戻・繰越期間)」の意味が含まれます。

「繰延税金資産の回収可能性」の具体的な検討ステップのイメージ

1. 期末における将来**減算**一時差異の解消見込年度のスケジューリング※を行う



2. 期末における将来**加算**一時差異の解消見込年度のスケジューリング※を行う



3. 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額を各解消見込年度ごとに相殺する

- 「(3)将来加算一時差異の十分性」の要件を満たすか？



4. 3.で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を将来年度の課税所得の見積額(タックスプランニングによる課税所得の発生見込額を含む)と、解消見込年度ごとに相殺する。

- 「(1)収益力に基づく課税所得の十分性」の要件を満たすか？
- 「(2)タックスプランニングの存在」の要件を満たすか？

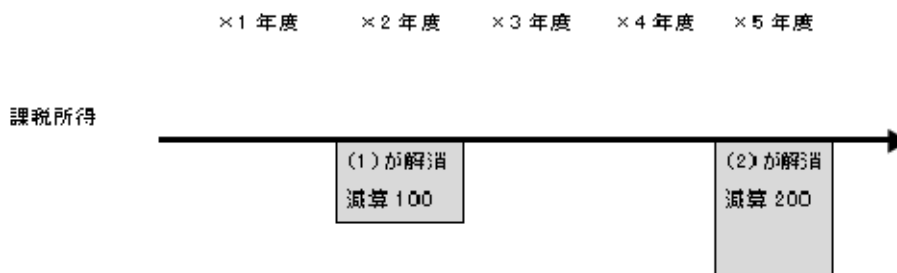
※スケジューリング：一時差異の解消時期を見込む、ということ。

具体例

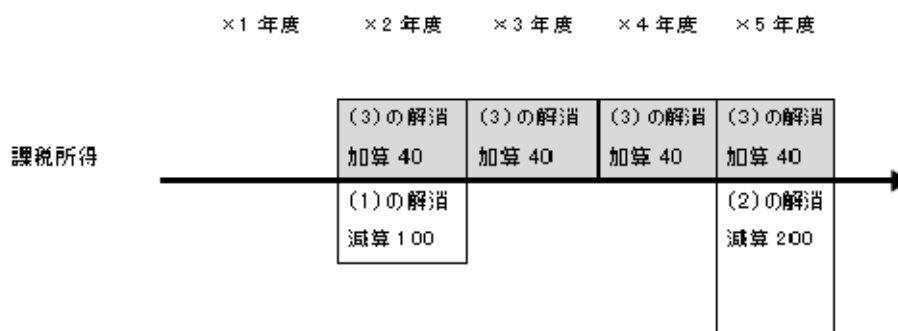
【前提】

- ×1年度が当期
- ×1年度末の将来減算一時差異 300：
 - (1) 長期滞留在庫の評価損 100(社内規程により×2年度に廃却する予定)
 - (2) 役員退職慰労引当金 200(社内規程により×5年度に退任する予定)
- ×1年度末の将来加算一時差異 160：
 - (3) 積立金方式による圧縮積立金 160(每期 40 ずつ解消し×5年度までに全て解消)
- 每期税引前利益を 200 計上
- 将来年度の課税所得を×5年度まで見積る

1. 期末における将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリングを行う

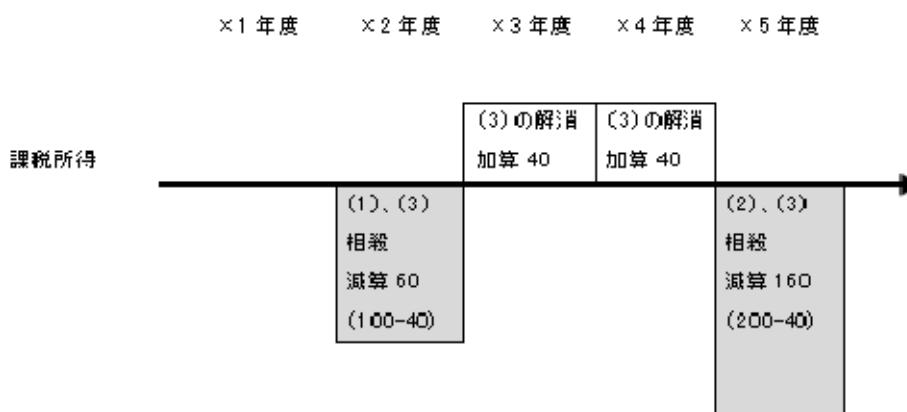


2. 期末における将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリングを行う



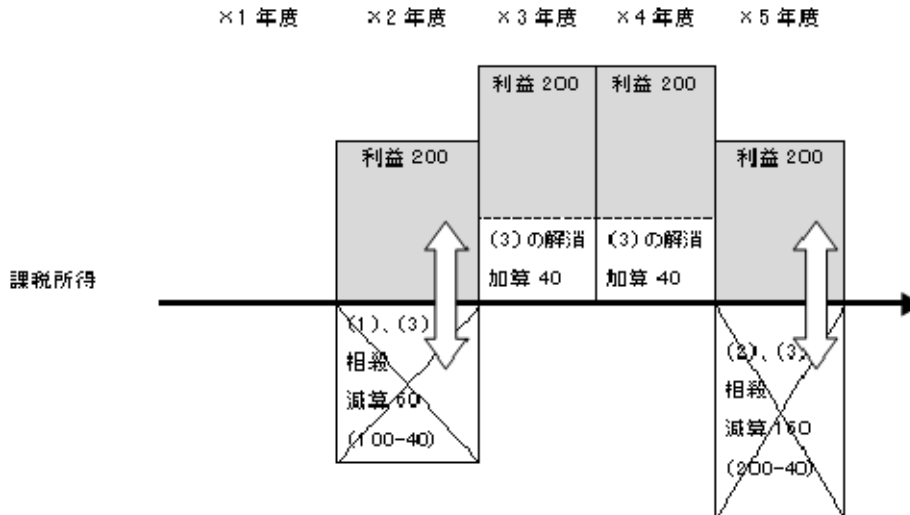
3. 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額を解消見込年度ごとに相殺する

- ×2年度: 将来減算一時差異の解消見込額 100と将来加算一時差異の解消見込額 40を相殺(将来減算一時差異 60が残る)
- ×5年度: 将来減算一時差異の解消見込額 200と将来加算一時差異の解消見込額 40を相殺(将来減算一時差異 160が残る)



4. 3.で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を将来年度の課税所得の見積額(タックスプランニングによる課税所得の発生見込額を含む)と、解消見込年度ごとに相殺する。

- ×2年度:3.で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額 60 と将来年度の課税所得の見積額(利益)を相殺
(「将来減算一時差異 60 < 課税所得見積額 200」のため、将来減算一時差異は全て解消)
- ×5年度:3.で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額 160 と将来年度の課税所得の見積額(利益)を相殺
(「将来減算一時差異 160 < 課税所得見積額 200」のため、将来減算一時差異は全て解消)



この例では上記のとおり、×1年度末の将来減算一時差異 300(長期滞留在庫の評価損 100、役員退職慰労引当金 200)は、それぞれ解消する時に将来の課税所得を減額(マイナス)する効果を発揮しています。

そのため、×1年度に計上する将来減算一時差異 300に係る繰延税金資産 (=将来減算一時差異 × 税率)には「将来の支払税金を減額する効果があり、回収可能性がある」と判断できることとなります。

3. 繰延税金資産の回収可能性に関する判断指針

なお、将来加算一時差異の金額が将来減算一時差異の金額を下回るケースが多いことが見込まれるため、繰延税金資産の回収可能性は、多くの場合、将来年度の会社の収益力に基づく課税所得によって判断することになります。

ただし、将来年度の会社の収益力を客観的に判断することは実務上困難な場合が多いため、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として、将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を判断する場合の指針が示されています。

決算実務の現場ではよく繰延税金資産の回収可能性の検討に当たって、「②の会社だから～～」、「④ただし書きの会社だから～～」などの表現が使われますが、これはこの指針に対応した呼称になります。

判断指針(5分類の例示区分)

分類	概要
----	----

①	期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等
②	業績は安定しているが、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
③	業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
④	重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等
⑤	過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等

①...

一般的に、繰延税金資産の全額について、その回収可能性があるかと判断できます。

②...

一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できます。

③...

将来の合理的な見積可能期間(概ね5年)内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できます。

④本則...

原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できます。

④ただし書き(重要な税務上の繰越欠損金为非経常的な特別の原因により発生し、それを除けば課税所得を每期計上している会社等)...

将来の合理的な見積可能期間(概ね5年)内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、それに係る繰延税金資産を計上している場合には、当該繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できます。

⑤...

原則として、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産の回収可能性はないものと判断します。

なお、先述した「2. 繰延税金資産の回収可能性の具体的な検討方法」の具体例では、前提として「将来年度の課税所得を×5年度まで見積る」と見積期間を限定していますので、この具体例の会社の場合は、③の会社、又は④ただし書きの会社に該当していると想定されます。